

京都府職業能力開発協会行動計画

令和8年1月23日

当協会が雇用する職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和8年2月1日～令和13年1月31日までの5年間

2 内容

目標1：計画期間中に、育児休業等の取得について、次の水準以上とする。（分類②）

- ・対象となる子を育児する職員の取得率 80%以上
- ・産後パパ休の取得者 1人以上
- ・独自特別休暇の取得率 100%
- ・1年間の育児休業等の取得 1人以上

<対策>

- ～8年1月 社会保険労務士による現行規程の点検、相談（7年10月～概略相談済み）
- ～8年2月 規程改正し、手続様式を整備 職員に周知

目標2：計画期間中に、所定外労働を縮減するため、次のマイルストーンで月2回以上の第2ノー残業デーを設定、実施する。（分類②）

- ・令和9年4月までに各職員に応じた月1回の第2ノー残業デー設定、実施
- ・令和11年度中に月2回の第2ノー残業デー設定、実施

<対策>

- 8年2月～ 所定外労働の状況を調査
- 8年3月～ 第2ノー残業デーの設定について、職員の業務に応じた繁忙の状況の調査
- 8年6月～ 職場の「お仕事なんでも相談員」と協議しながら職場議論
- 8年9月～ 第2ノー残業デーの実施。幹部職員からの働きかけ

目標3：年間10日以上の子次有給休暇を付与している職員について、令和10年12月までに、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり年間7日以上とする。（分類②）

<対策>

- 8年2月～ 直近の年次有給休暇の付与期間（令和7年1月～12月）の取得状況を把握
- ～8年6月 年次有給休暇付与期間について統一的取扱に向けて、職場の「お仕事なんでも相談員」と協議しながら職場議論
- 8年8月 夏季における年休の計画的付与を試行
- ～8年12月 年次有給休暇付与期間の統一の手法等について整理の上、実施